

DV・虐待被害者支援の新たな展望を描く

2023年9月17日 日曜日

13時30分～15時20分 座談会

15時30分～16時30分 懇親会

伊田 広行

DV 加害者教育
プログラム・NOVO(ノボ)
運営者

増井 香名子

日本福祉大学、
著作『DV被害からの離脱・
回復を支援する』※1

司会：雪田 樹理

弁護士、
いくの学園 理事長

いくの学園は、前身が婦人保護施設 ※2 で、民間施設として活動を開始した 1998 年には、「女のかけこみ寺・生野学園」という名前でした。婦人保護施設の性格を引き継ぎ、地域に対して場所もオープンで、「生野福祉相談室」の看板を掲げて、DV(配偶者等の暴力)に限らず相談を受けていました。

DV防止法成立の 2001 年に NPO 法人となり、2003年に「いくの学園」となりました。2004年、DV加害者の追跡から被害者や支援者を守るためにシェルターは転居、その頃からシェルターの場所を秘匿にして運営しており、DV防止法の影響や社会的認知の高まりを受け、DVシェルターとしての性格を強めていきました(もちろん、継続して親や親族の暴力被害の女性の利用もありました)。

いくの学園では、電話相談を入口として、当事者は必要に応じてシェルターを利用し、新しい生活を再出発する。そのような支援のあり方が標準的でした。最近の傾向は、女性に限らず、男性被害者・父子・トランスジェンダー・若年者・高齢者、外国籍・障害・性暴力など、当事者自身も困難の背景も多様化しており、また、逃げる/逃がすという支援だけでは完結しない相談が増えています。

DV 防止法は何度か改正され、今年の改正では精神的暴力でも保護命令が出せるようになりました。また、昨年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立、来年 4 月施行です。

今回の、「いくの学園の25周年を祝う会」では、DV 被害者支援の現状をふまえて、当事者に必要な支援のあり方はどのようなものか、試験的な検討も含めて、展望を描く機会を持つことにしました。また、その展望が、DV(配偶者等)以外の暴力被害者支援にどう応用できるかも合わせて考えます。

後半の懇親会は、登壇者やいくの学園の関係者が交流する時間にしたいと思います。

要事前申込。当日開催のみ。オンライン配信はありません。

参加費
1,000円

ぜひ、ご参加
ください!

※1 『DV被害からの離脱・回復を支援する 被害者の「語り」にみる経験プロセス』(2019 年、ミネルヴァ書房)。2023年には、DV と子ども虐待が併存するケースにおける児童福祉の実践モデル Safe&Together(David Mandel 氏が加害者臨床や被害者支援の経験をもとに開発。米国以外でも有用なモデルとして取り入れられている)を日本に紹介。

※2 (1957-1997年迄) 婦人保護施設は売春防止法を根拠とした施設ですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により廃止、新たに女性自立支援施設になります。

【申込先】 いくの学園 事務局
contact@ikunogakuen.org

電話でのご連絡は、相談電話にお電話いただくと
助かります。TEL 090-9629-4847

毎週水曜日(祝日休)12時～17時、

FAX06-6718-5205

*会場は、大阪市内です。参加申込いただいた方にお知らせします。